

# 海老名市

# 市民活動推進補助金



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**に

最大 **30万円** 補助

対象事業

市民団体が行う**公益性のある活動やイベント**

(地域や市民のための活動、広く市民が参加できる活動など)

補助金額

入門編10万円、充実編20万円、自立編30万円

相談期間

12月2日(月)～令和7年1月10日(金) **※予約制**

(申請内容や書類の書き方などを個別に相談できる期間です。)

※12月20日(金)までを目安に**予約**をしてください。

申込期間

12月20日(金)～令和7年1月10日(金)

手引き・申込書類は、市HP、市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、市内コミセン、文化会館などの公共施設でGETしてにや～!

お問い合わせ

海老名市役所市民活動推進課

電話 046(235)4794 FAX 046(231)2670



令和7年度

# 海老名市市民活動推進補助金

## ● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動**を行う団体の**事業**を財政的に支援する制度です。

※サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は対象外

## ● 補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に**1事業のみ**申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進し、 <u>活動を軌道に乗せるための事業</u>	団体が既に行っている事業を充実させ、 <u>継続を図るための事業</u>	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限10万円	上限20万円	上限30万円
交付回数	1団体につき1回のみ	1団体につき2回まで ※年度内に1回のみ交付	1団体につき3回まで ※年度内に1回のみ交付

## ● 審査方法

補助事業の審査は、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。全団体に熱意を伝えていただくため、プレゼン審査によって審査します。

項目	詳細
開催日	3月上旬 ※詳細が決まり次第HPに掲載予定
場所	海老名市役所会議室、ビナレッジなど ※詳細が決まり次第HPに掲載予定

その他制度の詳細は、審査申込みの手引きをご確認ください！